

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

図 4.2.6 サプライチェーンにおいて確認される書類

## (2) 納税と使用料支払

木材伐採においては、森林資源料、再造林基金などの支払いが国有林のコンセッションあるいはコミュニティ林などの区分毎に分けて課せられている。

表 4.2.9 伐採に関する支払い

区分	再造林基金	森林資源料	税金	立木伐採補償金
生産林コンセッション	●	●	●	
生産林区域におけるコミュニティ人工林及びコミュニティ林		●	●	
私有林	●	●		●
非森林区域	●	●		●

全ての区分に適用される森林資源料についてみると、「通商大臣令：森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定」でその決定額の基礎価格が、樹種別、地域別に単位材積 (m<sup>3</sup>) あるいは単位重量 (トン) で決められている。ただし、収集資料 (通商大臣令：森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定 22/M-DAG/PER/4/2012) では基礎価格の適用期間は限られており、同決定では 2012 年 3 月 6 日から同年 6 月 30 日までに適用されるものとなっている。また、その期間も前半 (3 月 6 日から 4 月 24 日まで)、後半 (4 月 25 日から 6 月 30 日まで) に区切られ基礎価格は違っており、例えば、メランティ類については下表のとおり設定されている。このように森林資源基礎価格は毎年複数回に分けて決定されている。

表 4.2.10 森林資源料算定のための基礎価格 (例)

樹種	地域	2012 年	
		3/6 から 4/24 まで	4/25 から 6/30 まで
メランティ類	I (スマトラ、カリマンタン、スラウェシからマルクまで)	1,270,000 Rp/m <sup>3</sup>	600,000 Rp/m <sup>3</sup>
	II (イリヤンジャヤ、ヌサテンガラからバリまで)	1,700,000 Rp/m <sup>3</sup>	504,000 Rp/m <sup>3</sup>

注) 通商大臣令：22/M-DAG/PER/4/2012 から作成

## (3) 伐採施業

伐採に関しては、伐採区域、伐採に係る手続き、丸太の輸送、環境及び社会へのコンプライアンス、労働者の保護など守られるべき事項について、前出の表 4.2.8 木材合法性の基準 1~5 のなかで記載されている。守られるべき事項の根拠となっている法令の中で入手できたものをイ語から邦訳に仮訳した。

#### (4) 第三者の権利

中の合法性規準 1～5 のなかでは、その事業体で働く労働者の労働環境に関する遵守事項については記載されているが、第三者の権利ということでは記載はない。環境林業省からは、コンセッションの地元住民対策は CSR として学校建設、クリニックの開設、直接雇用などが実施されており SVLK の取得要件を満しているとの説明を得た。

#### (5) 貿易と輸送

木材製品の輸出に当たっての木材合法性証明システム (TLAS=SVLK) は、図 4.2.7 に示すとおり、先ず「国家認定委員会 (KAN)」が、民間の「独立審査認定機関 (LP-VI)」を認定し、「適合性評価機関認定証」を与える。独立審査認定機関 (LP-VI) は、木材業者からの申請に基づき業者としての適格性を審査し「合法木材認証 (S-LK)」<sup>8</sup>あるいは「持続的生産林管理認証 (S-PHPL)」を認証する。なお認証の有効期間及び継続審査の頻度がそれぞれに決められている<sup>9</sup>。

独立審査認定機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有する者として「木材合法性認証機関 (LVLK)」<sup>10</sup>が環境林業省から認定され指名される。LVLK は木材製品の輸出に当たって輸出物の合法性を審査し合法性証明書を発行する。LVLK による輸出物の審査項目は主に次の3点となっている。

- 申請書類 (パッキングリスト、インボイス、製品写真) の確認
- SILK による出入量 (個数、容積、重量) 一貫性の確認
- 品目と船積貨物の一致性の確認

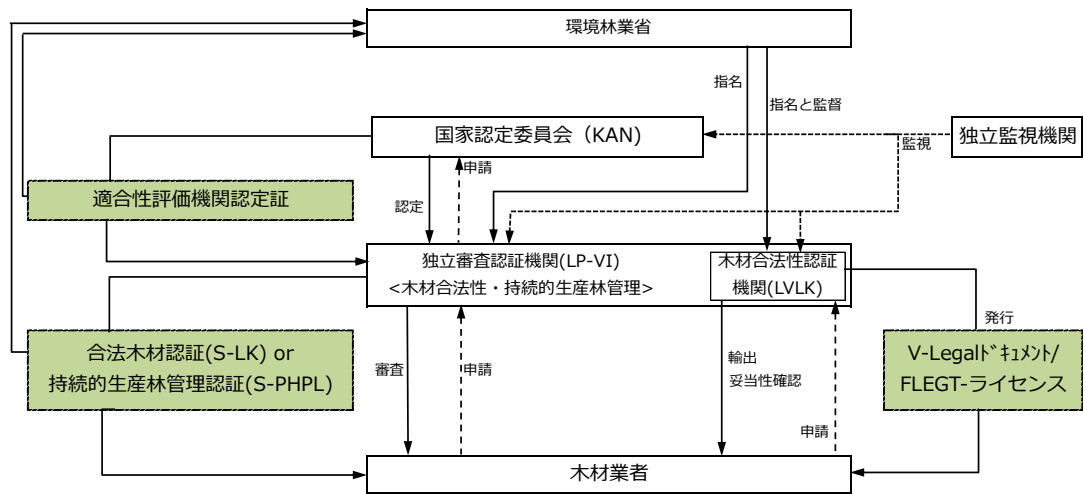
国有林材の出入量一貫性については、環境林業省が運営している SIPUHH<sup>11</sup>を活用して確認されている。

<sup>8</sup> 2018年3月1日現在 2,327社が認定されている。

<sup>9</sup> 前出の表 3.4.6 参照。

<sup>10</sup> 2018年3月1日現在 25社が認定されている。

<sup>11</sup> 環境林業省が運用している国有林材の木材流通事務情報システム



出典：環境林業省資料より作成

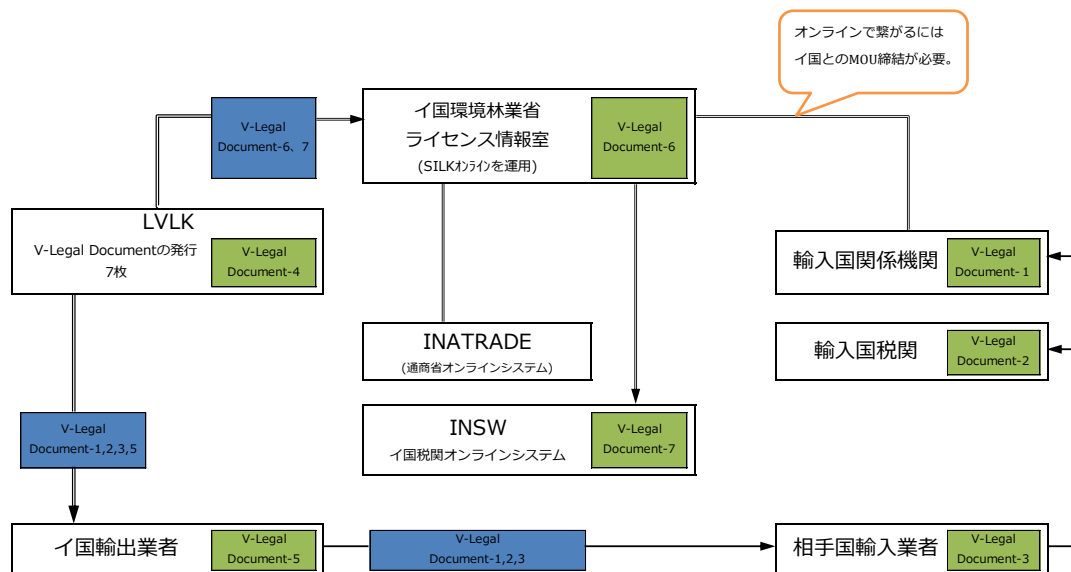
図 4.2.7 SVLK メカニズム

合法性が確認されれば、EU 向けには FLEGT ライセンスを、その他の国については V-Legal ドキュメントを発行し輸出物に添付される。FLEGT ライセンスと V-Legal ドキュメントは共に 1 件につき鑑と添付資料の 2 編構成の 7 枚綴りである。その様式は法令「NO.P.14/PHPL/SET/4/2016」の末尾に添付されている。輸出先が EU の場合は様式の A 欄に、その他の国の場合には B 欄に輸出先国名を記載することになっている。

様式には、鑑にも添付資料にも 1 から 7 のどれかの番号が付いており、その番号に応じてその書類が配布され保管される機関が決まっている。V-Legal ドキュメントを例にその発行と伝達の流れを示すと図 4.2.8 のとおりである。

1. LVLK は、輸出物の合法性を確認すると 7 枚綴りの V-Legal ドキュメントを発行。
2. LVLK は、1、2、3、5 を輸出業者へ渡す。輸出業者は 5 を自社で保管し、1、2、3 を輸入業者へ渡す。
3. 輸入業者は、3 を保管し、1 を自国の関係機関へ、2 を自国税関に渡す。
4. LVLK は 4 を保管する。
5. LVLK は 6、7 を環境林業省内のライセンス情報室へ渡す。
6. ライセンス情報室は、6 を保管し 7 はイ国税関に送付する。
7. 環境林業省のライセンス情報室とイ国通産省とはオンラインで繋がっており V-Legal ドキュメントを共有。

FLEGT ライセンスの場合も同じ流れで処理される。なお、輸入国関係機関とイ国環境林業省ライセンス情報室とがオンラインで結ばれるには双方が MOU を締結する必要がある。



出典：環境林業省資料より作成

図 4.2.8 V-legal ドキュメントの発行と伝達の流れ

イ国が林産物を輸入する場合のデュー・ディリジェンスの方法については、環境林業省令「No:P.7/PHPL-SET/2015」に規定されている。その中の第 2 条ではデータ及び情報の提出に関して次のとおりとしている。

- ア. デュー・ディリジェンスに関するデータ及び情報の提出は、API-P<sup>12</sup>あるいは API-U<sup>13</sup>の ID を得ている輸入業者が環境林業省の SILK を経由して行う。
- イ. 「ア」の項で述べたデータ及び情報の提出にあたって、API-P あるいは API-U の ID を得ている輸入業者はその情報の記録を 2 年間残しておかねばならない。
- ウ. 輸入業者により提出されるデータ及び情報には次の項目を含む。
  - a. 情報記録は次による。
    - ① FLEGT-VPA に基づく FLEGT ライセンスが有効な国からの FLEGT ライセンス；また、あるいは
    - ② イ国との間で貿易と木材の合法性の認定の合意が成立している国からの MRA (Mutual Recognition Agreement) ライセンス；また、あるいは
    - ③ Country Specific Guideline (CSG) あるいは輸出国により規制された林産物の合法性に関する類似のもの；また、あるいは
    - ④ トレーサビリティと共に林産物の合法性あるいは持続性に関する認証スキームを適用する認証機関からの認証書類

<sup>12</sup> 輸入・加工業者登録 ID。略語表参照。

<sup>13</sup> 一般輸入業者登録 ID。略語表参照。

- ⑤ 林産物の合法性あるいは持続性に基づいた林産物の伐採国あるいは原産国の当局からのレター
- b. 林産物の原産国における公式に記録された情報に基づくクロスチェックをかけたリスク分析を実施する。その際、潜在的な問題、注目すべき顕著な所見、その林産物の違法な伐採、違法な取引、偽情報などについて検討すること。
- c. 情報の信頼性と確実性が確かな偽情報のない情報源に基づき適正な対策をとったリスク軽減措置をとること。
- エ. 「ウ」で述べた情報の記録には、林産物の原産地国名あるいは林産物を取得した国名及び伐採地の地域名、コンセッション所有者名を含むこと。
- オ. LVLK による監査の時、また、あるいは、政府また、あるいは政府により派遣された者による随時の検査時には「ウ」及び「エ」で述べた情報は開示されなければならない。
- カ. 「エ」で述べた情報は SILK に入力される。
- キ. データ及び情報の提出様式及び記載手順については当法令の付属資料 IA に示すとおりである。

## (6) CITES など保護樹種

CITES など取引が制限されている樹種リストのなかでどの種がイ国の法令に基づきリストアップされているのかについては確認できなかった。そこで NEPCon の FORESTRY RISK PROFILE (Ver2.0 January 2016) にイ国内の CITES に記載された保護樹種であるとして掲載されている次の 7 樹種を参考としてあげる。なお、この 7 樹種は CITES の附属書 II、III に記載されていることを確認した。

### CITES 附属書 II

*Aquilaria spp.* ----Agarwood  
*Diospyros ferra* ---Black ebony  
*Diospyros vera* ---Queensland ebony  
*Gyrinops spp.* ----Agarwood  
*Gonystylus spp.* ---Ramin  
*Rauwolfia serpentina*----Serpentine wood

### CITES 附属書 III

*Magnolia liliifera var. obovate*----Egg magnolia

### 4.2.3 森林認証制度

イ国内の森林認証としては、FSC、IFCC（PEFC との相互認証）と LEI があり、それぞれが持続的森林管理と CoC の認証を行っている。FSC は世界的な認証機関であるが、IFCC と LEI はイ国内で設立された認証機関である。IFCC は PEFC との相互認証を行っている。LEI は単独の認証機関であり、認証の対象を小規模事業者としている特徴がある。それぞれの認証数は次の表のとおりである。

表 4.2.11 イ国内の森林認証実績

認証機関	持続的森林管理		CoC 件数	備考
	件数	面積		
FSC	39	3,078,285ha	260	FSC の Web から
IFCC	60	3,756,901ha	32	IFCC の Web から
LEI	61	2,032,000ha	10	聞き取り及びパンフレットから

### 4.2.4 その他の関連情報

イ国の SVLK に関してクリーンウッド法に対応する際の留意点としては、次の項目があげられる。

- V-Legal ドキュメントのオンライン発行システムの運用は、今の時点では大規模事業者が主体であること。
- 小規模事業者はグループ（組合化）による登録も可能。
- 供給者確認書（DKP）は地方行政が主管となっていること。
- V-Legal ドキュメントの確認を SVLK オンラインで行うためにはイ国と MoU を締結することが必要。

## 4.2.5 略語表

略語	イ語	英語	日本語	備考
API-P		Importer-Producer Identity Number	輸入・加工業者 ID 番号	資材、原材料、サポート材又は/あるいは生産工程をサポートするための資材として自社で使うための商品を輸入する会社だけに与えられる輸入業者としての ID 番号
API-U		General Importer Identity Number	一般輸入業者 ID 番号	取引を目的として特定の商品を輸入する会社と与えられる輸入業者としての ID 番号
BUMDes			村落所有企業	
CABs		Conformity Assessment Bodies	適合性評価機関	民間認証機関。KAN の認定を受け環境林業省により合法性確認の権限が与えられている。2016 年 6 月時点で 22 社が認定。V-Legal Document、FLEGT License を発行。環境林業省により監督され、省の License Information Unit によって運営される SILK を使う。
CITES		Convention on International Trade in Environment Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約	ワシントン条約
DKP		Suppliers Declaration of Conformity	供給者確認書	証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類
EUTR		EU-Timber Regulation	EU 木材規則	
FLEGT		Forest Law Enforcement, Governance, and Trade	森林法施行、ガバナンス、貿易	EU の FLEGT アクションプランが 2003 年に策定された。その目的は持続的な合法的森林管理とガバナンスの強化及び合法的に生産された木材の取引の振興である。



略語	イ語	英語	日本語	備考
FMU		Forest Management Unit	森林管理ユニット	
FSC		Forest Stewardship Council	森林管理協議会	
HS		Harmonized Commodity Description Coding System	商品の名称及び分類につい ての統一システム	HS 条約に基づいて定められた番号のこと。商品を輸出入する際には、各商品はいずれかの品目コードに分類される。
HTH			天然林択伐コンセッション	
HTI			産業造林コンセッション	
IFCC		Indonesian Forestry Certification Cooperation	インドネシア森林認証協力 機構	
IHMB	Inventarisari Hutan Menyeluruh dan Berkala		10 年材積量調査	
INATRADE		Indonesian Trading		イ国通商省のオンラインシステム
INSW		Indonesia National Single Window		イ国税関のオンラインシステム
IPK			木材利用許可	
IPKR			コミュニティ木材加工業	
IPPKH			林地賃貸利用許可	
IRT/Craftsmen			家内工業	投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで。
IUI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp 以上の規模
IUIPHHK	Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan		木材一次産業事業許可	

略語	イ語	英語	日本語	備考
	Kayu			
IUPHHK-HA	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu (IUPHHK) pada Hutan Alam		天然林木材利用事業許可	
IUPHHK-HD	IUPHHK dalam Hutan Desa		村落林木材利用事業許可	
IUPHHK-HKm	IUPHHK dalam Hutan Kemasyarakatan		コミュニティ林木材利用事 業許可	
IUPHHK-HTHR	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Hasil Rehabilitasi		再生林木材利用事業許可	
IUPHHK-HTI	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Industri		産業造林木材利用事業許可	
IUPHHK-HTR	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Rakyat		民有林木材利用事業許可	
IUPHHK-RE	IUPHHK Restoras Ekosistem		生態系修復林木材利用事業 許可	
JIC		Joint Implementation Committee	合同実施委員会	VPA を実施するためのイ国と EU との委員会
KAN	Komite Akreditasi Nasional	National Accreditation Committee of Indonesia	国家認定委員会	CABs を認定する

略語	イ語	英語	日本語	備考
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	Indonesian Ecolabelling Institute	インドネシアエコラベル協 会	
LIU		License Information Unit	ライセンス情報ユニット	環境林業省内にあり SILK を運用する。
LMK			木材変更報告書	
LP&VI	Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen	Independent Assessment and Verification Agency	独立評価審査機関	KAN から認定され、PHPL、VLK の審査を行う。
LPPHPL	Lembaga Penilai Pengelolaan Hutan Produksi Lestari	Sustainable Production Forest Management Assessment Agency	持続的生産林管理評価機関	PHPL の審査ガイドラインとスタンダードに基づいて IUPHHK-HA/HT/RE ライ センス及び森林管理権を審査する。2017 年 8 月末で 14 社が認定されてい る。
LVLK	Lembaga Verifikasi Legalitas Kayu	Timber Legality Verification Agency	木材合法性審査機関	KAN から認定を受けた LP&VI の中から十分な能力を有する機関が LVLK とし て認定される。合法木材証明 (VLK) をおこなう。また VLK スタンダードと ガイドラインに基づいて林業事業ライセンス保持者、森林管理権保持者、 家内工業事業者、私有林所有者の検証をする。V-Legal Document 及び FLEGT License を発行する。2017 年 8 月末で 25 社が認定されている。
PEB			輸出申告書	
PEFC		Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes	森林認証プログラム	
PHPL	Pengeioloaan Hutan Produksi Lestari	Sustainable Forest Management Certification	持続的森林管理認証	

略語	イ語	英語	日本語	備考
PI		Independent Monitor	第三者モニター機関	
RKT			年間伐採計画	
RKU			10 カ年管理計画	
SALU		Auction Transport Certificate	テンダー輸送証明書	
SDoC		Supplier's Declaration of Conformity	供給者による適合性表明	
SILK	Sistem Informasi Legalitas Kayu	Timber Legality Information System	木材合法性情報システム	林業省内の木材合法性認証情報室 (LIU) によって 2012 年 12 月 1 日運用開始
SIPUHH	Sistem Informasi Penatausahaan Hasil Hutan		木材流通事務情報システム	当時の林業省が 2009 年 9 月に開始した国有木材丸太のオンライン管理システム。
SKAU		Memorandum Transport	原産地証明書	

略語	イ語	英語	日本語	備考
S-LK	Sertifikat Legalitas Kayu	Certificate of Wood Legality	木材合法性証明書次のライセンスを保持者はこの証明書を持つことが必須となっている。IUPHHK-HKmIUPHHK-HTRIUPHHK-HDIUPHHK-HTHRIPK/IPPKHIUPHHK/IPKRIUITDITPT 会社登録証(TDP)を持つ林産物業者 IRT/Craftsmen 私有林所有者	2017年9月29日現在、2,229社が認定されている。/IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については3年有効、12か月毎に審査 /IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については6年有効、24か月毎に審査/IPK(IPPKHを含む) 事業許可保有者に1年有効、6か月毎に審査 /SKAUを持つ民有林のIUPHHKの場合は6年間有効、24か月毎に審査/年間6,000m3を超える生産能力を持つIUIPHHKの場合は3年間有効、12か月毎の審査/年間6,000m3までの生産能力を持つIUIPHHKの場合は6年間有効、12か月毎の審査/5億Rpを超える投資額のIUIの場合には6年間有効、12か月毎の審査/5億Rpまでの投資額のIUIあるいはTPT、TDI、及び会社登録証を持っている林産物業者の場合には6年間有効、24か月毎の審査/市有林所有者及びIRT/Craftsmenの場合は10年間有効、24か月毎の審査
SPF			小規模民有林	
S-PHPL	Sertifikat Pengeiolaan Hutan Produksi Lestari	Certificate of Sustainable Forest Management	持続的森林管理証明書 次のライセンス保持者はこの証明書を持つことが必須となっている。 ・IUPHHK-HA ・IUPHHK-HT ・IUPHHK-RE ・森林管理権	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については5年有効、12か月毎の審査。

略語	イ語	英語	日本語	備考
SVLK	Sistem Verifikasi Legalitas Kayu	Timber Legality Verification System	木材合法性証明システム	木材合法性証明システムのイ国版。 SVLK 認証は会社を認証するものであり、V-Legal Document 及び FLEGT License は荷を認証するものである。FLEGT ライセンスを与えるにあたっては、会社に SVLK 認証があることと、木材製品と木材製品の数量の一致を確認。
TDI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp までの規模
TDP		Company Registration Certificate	会社登録証	
TLAS		Timber Legality Assurance System	木材合法性証明システム	
TPT		Registered Shelters	登録木材集積場	
VLBB		Verification of Raw Materials Legality	原材料合法性証明	

略語	イ語	英語	日本語	備考
V-Legal Documents			合法木材証明書類	<p>2013年1月1日から公式に運用開始。木材製品の合法性を証明するイ国の輸出ライセンス。1件につき7枚発行されそれぞれ関係機関に送られる（輸出先国の関連機関、輸出先国の税関（以上は輸出業者から輸入業者を通じて）、輸入業者、LVLK、輸出業者、環境林業省の合法木材証明情報ユニット、イ国税関）。EUとは既にFLEGTライセンスが有効となったため、EU市場以外のVPAを結んだ国への輸出に対して発行される。オークションで得た林産物に関しては発行できない。</p> <p>木材製品輸出業者はS-LK（木材合法性証明書）、輸出木材製品の供給者はS-PHPLあるいはS-LKあるいはDKPを持っていることが必要。</p> <p>発行日から4カ月間有効。LVLKによりSILKオンラインを使ってINATRADE、INSW及び輸出先国の関係機関に送信される。</p>
VLK	Verifikasi Legalitas Kayu	Verification Wood Legality	木材合法性証明	小規模木材関連事業者はグループ審査が可能
VPA		Voluntary Partnership Agreement	自主的二国間協定	